

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成23年4月7日(2011.4.7)

【公開番号】特開2009-196424(P2009-196424A)

【公開日】平成21年9月3日(2009.9.3)

【年通号数】公開・登録公報2009-035

【出願番号】特願2008-37612(P2008-37612)

【国際特許分類】

B 6 0 N 2/30 (2006.01)

【F I】

B 6 0 N 2/30

【手続補正書】

【提出日】平成23年2月18日(2011.2.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シートクッションの一端部側を回動可能に支持する第1のシート支持手段と、前記シートクッションにリクライニング手段を介して倒伏可能なシートバックと、前記シートクッションの他端部側に設けられた第2のシート支持手段と、前記第2のシート支持手段と車体フロア側とを係脱可能な係脱手段と、前記第1のシート支持手段に取り付けられ、復帰回動方向に前記シートクッションを付勢可能な付勢手段と、を有する車両用格納シートであって、

前記付勢手段は、前記シートクッション側に常時係止される一端部と、前記シートクッションの回動角度が所定角度をなす位置で前記車体フロア側に係脱可能な他端部と、を有する、付勢方向が同一であって前記所定角度が異なる複数の付勢ばねからなり、

前記シートクッションの回動角度に応じて前記付勢手段の付勢力を段階的に変化させたことを特徴とする車両用格納シート。

【請求項2】

前記第1のシート支持手段は1つの係止部材を有し、前記複数の付勢ばねのそれぞれの他端部は同一の前記1つの係止部材に係止されることを特徴とする請求項1に記載の車両用格納シート。

【請求項3】

前記係止部材は、前記第1のシート支持手段内の前記車体フロア側に設けられていることを特徴とする請求項2に記載の車両用格納シート。

【請求項4】

前記付勢手段は、第1の所定角度で前記車体フロア側に前記他端部が係止される第1の付勢ばねと、

第2の所定角度で前記車体フロア側に前記他端部が係止される第2の付勢ばねと、

第3の所定角度で前記車体フロア側に前記他端部が係止される第3の付勢ばねと、を備え、

前記第1の所定角度は、0°であり、

前記第2の所定角度は、20°乃至30°の角度範囲に位置し、

前記第3の所定角度は、50°乃至60°の角度範囲に位置することを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の車両用格納シート。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

前記課題は、請求項1に係る車両用格納シートによれば、シートクッションの一端部側を回動可能に支持する第1のシート支持手段と、前記シートクッションにリクライニング手段を介して倒伏可能なシートバックと、前記シートクッションの他端部側に設けられた第2のシート支持手段と、前記第2のシート支持手段と車体フロア側とを係脱可能な係脱手段と、前記第1のシート支持手段に取り付けられ、復帰回動方向に前記シートクッションを付勢可能な付勢手段と、を有する車両用格納シートであって、前記付勢手段は、前記シートクッション側に常時係止される一端部と、前記シートクッションの回動角度が所定角度をなす位置で前記車体フロア側に係脱可能な他端部と、を有する、付勢方向が同一であって前記所定角度が異なる複数の付勢ばねからなり、前記シートクッションの回動角度に応じて前記付勢手段の付勢力を段階的に変化させたことにより解決される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

このように、シートクッションの一端部側を回動可能に支持する第1のシート支持手段と、第1のシート支持手段に取り付けられ、復帰回動方向にシートクッションを付勢可能な付勢手段と、を有する車両用格納シートであって、付勢手段は、シートクッション側に常時係止される一端部と、シートクッションを回動させた時の回動角度が所定角度をなす位置で車体フロア側に係脱可能な他端部と、を有する、付勢方向が同一で所定角度が異なる複数の付勢ばねから構成されることにより、シートクッションに付加される付勢力をシートクッションの回動角度に応じて段階的に変化させることができため、操作荷重の低減と共に回動速度を段階的に適切に調整することができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

また、請求項2のように、前記第1のシート支持手段は1つの係止部材を有し、前記複数の付勢ばねのそれぞれの他端部は同一の前記1つの係止部材に係止されると、好適である。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

更に、請求項3のように、前記係止部材は、前記第1のシート支持手段内の前記車体フロア側に設けられているとより好適である。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 1】

また、請求項4のよう^に、前記付勢手段は、第1の所定角度で前記車体フロア側に前記他端部が係止される第1の付勢ばねと、第2の所定角度で前記車体フロア側に前記他端部が係止される第2の付勢ばねと、第3の所定角度で前記車体フロア側に前記他端部が係止される第3の付勢ばねと、を備え、前記第1の所定角度は、0°であり、前記第2の所定角度は、20°乃至30°の角度範囲に位置し、前記第3の所定角度は、50°乃至60°の角度範囲に位置すると好適である。

このように、付勢手段は、第1の所定角度で車体フロア側に他端部が係止され、復帰回動方向に付勢可能な第1の付勢ばねと、第2の所定角度で車体フロア側に他端部が係止され、復帰回動方向に付勢可能な第2の付勢ばねと、第3の所定角度で車体フロア側に他端部が係止され、復帰回動方向に付勢可能な第3の付勢ばねと、を備え、第1の所定角度は0°であり、第2の所定角度は、20°乃至30°の角度範囲に位置し、第3の所定角度は、50°乃至60°の角度範囲に位置することにより、復帰回動操作において、回動角度に応じて適切に付勢力と回動速度を変化させることができる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 2】

本発明に係る車両用格納シートによれば、所定角度でシートクッションに付加される付勢力を変化させるため、操作荷重の低減と共に回動速度を適切に調整し、シート操作時の安心感を向上した車両用格納シートを提供することができる。

また、異なる所定角度で他端部側が係止される付勢ばねを用いることにより、付勢力を回動角度に応じて数段階に変化させることができるためスムーズに操作でき、操作時の安心感を向上した車両用格納シートを提供することができる。

更に、復帰回動操作において、回動角度に応じて適切に付勢力と回動速度を変化させることができるため、操作荷重の低減と共に回動速度を適切に調整し、シート操作時の安心感を向上した車両用格納シートを提供することができる。